

香川県の「感染拡大防止対策期」への移行を受けて

10月1日より県内のまん延防止等重点措置は全面解除され、6段階ある県独自の警戒レベルも10月9日(土)からは、上から2番目の「感染拡大防止集中対策期」から1ランク下がり上から3番目の「感染拡大防止対策期」へと移行いたしました。

一方では、新型コロナウイルス感染症に対する香川県の対処方針には、基本的に大きな変更はなく、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛や他の都道府県との不要不急の移動・往來の自粛、外出する際の適切な感染防止対策を徹底した行動などの協力を県民の皆様にご要請しておりますので、引き続きご協力いただけますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。引き続き、人権に配慮したご判断や行動を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本市の新型コロナワクチン接種については、10月号の広報紙のチラシでもご周知しましたが、集団接種における1回目の接種は10月で終了となります(医療機関での1回目の接種は11月10日(水)まで)。新型コロナワクチンには感染予防・発症予防・重症化予防の効果が認められていますので、是非ワクチン接種をよろしくご願いたします。

令和3年10月8日

丸亀市長 松永 恭二